14章　IT・システム開発・クラウド　　第Ⅳ部　類型

# システム開発契約の全体像と多段階契約

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

## 一　この契約は何をしているのか

### 1　一つの契約書で全工程をカバーできない理由

開発の対象となるソフトウェアの内容は、要件定義の工程で決まります。その前の段階では、開発すべきシステムの要件が確定しておらず、プロジェクト全体に必要な工数や期間を正確に見積もれません（注1）。

ここで一括の請負契約を結ぼうとすると、ベンダには規模を過小に見積もるリスクがあり、ユーザにはベンダがバッファを見込んだ高額な見積を出してくる可能性があります（注1）。**何を作るかが決まる前に、いくらでいつまでに作るかを決めようとするところに、この契約の難しさがあります。**

そこで、比較的大規模な開発では、工程を複数に分け、前工程の結果を踏まえて次工程の契約を結ぶ方法がとられます（注2）。要件定義の個別契約をまず結び、要件が確定した段階で次工程以降の契約を結べば、明らかになった要件や規模を踏まえて、次の工程に必要な工数や金額を見積もれます（注2）。

### 2　工程（要件定義・設計・プログラミング・テスト）

ウォーターフォール方式の工程は、一般に次のように分かれます（注3）。

| 工程 | 何をするか |
|---|---|
| 要件定義 | システムの内容を定義し、開発の範囲を確定する。機能要件と非機能要件（信頼性、セキュリティなど）の双方を含む |
| 外部設計（基本設計） | 画面、帳票、ユーザーインターフェースなど、外から見える部分を設計する |
| 内部設計（詳細設計） | 機能間のインターフェースやプログラムのロジックなど、外から見えない部分を設計する |
| プログラミング | 内部設計に基づいてプログラムを作成する |
| テスト | 単体テスト、結合テスト、システムテスト、運用テストの順に検証する |

（注3）

これは一つの手法にすぎません。アジャイル方式では、工程が不可逆的でなく、開発当初に最終成果物の仕様を決定することもないので、契約の内容も大きく違ってきます（注4）。契約を検討する際には、そのプロジェクトでどの開発手法を採るのかを正確に把握する必要があります（注4）。本稿は、紛争に現れることが圧倒的に多いウォーターフォール方式を前提にします（注5）。

## 二　よくある構成

### 1　一括契約

一括契約は、開発開始から最終成果物の完成までを一本の契約でまとめる方法です（注6）。全体として請負契約となることが多いと思われます（注7）。規模の小さめの開発では、全体の工数・費用が小さいので見積の振れ幅も小さく、複数の個別契約を交渉する手間の方が重くなるので、一括の方が効率的です（注8）。

### 2　多段階契約（基本契約＋個別契約）

多段階契約では、工程ごとに、または性質が共通する工程をまとめて、順に契約を結びます（注9）。プロジェクト全体に共通する条項（進め方、個別契約の締結方法、変更方法、守秘義務、解除、管轄など）を基本契約に置き、工程ごとの内容を個別契約に置く例が多いです（注10）。

個別契約の分け方はさまざまです。法的性質が共通する工程をまとめて「要件定義工程」「設計～プログラミング工程」「テスト工程」とするのが合理的で、「要件定義工程」と「それ以降の工程」の二段階に分ける考え方もあります（注11）。経済産業省のモデル契約は「要件定義工程」「外部設計工程」「詳細設計・プログラミング工程・システムテスト工程」「運用準備・移行」という区分けを前提にしています（注11）。

基本契約の前に、費用総額や最終納期を書いた基本合意書を結ぶこともあります（注12）。基本合意書と基本契約、個別契約の関係は、次のとおりです。

| 書面 | 何を決めるか | 拘束力 |
|---|---|---|
| 基本合意書 | 費用総額、最終納期の見込み | 法的拘束力を持たせないのが一般的 |
| 基本契約 | 全体に共通する進め方と一般条項 | 秘密保持や解除などを除き、それ自体に具体的な拘束力が認められない条項も多い |
| 個別契約 | 工程ごとの業務、対価、期間 | 具体的な権利義務の中心 |

（注13）

### 3　準委任と請負の組み合わせ

多段階契約では、工程の性質に応じて、要件定義工程とテスト工程を準委任契約、設計と開発の工程を請負契約とする

ことが多いです（注14）。要件定義は、ユーザの積極的な情報提供や協力なしには完遂できず、結果の適否もユーザにしか判断できないので、準委任が選択されるのが通常です（注15）。プログラミングは基本的にベンダが単独で実施でき、納入すべき目的物が明確なので、請負とされるのが通常です（注16）。

工程ごとの選び方は、別稿「多段階契約における工程ごとの類型選択：どの工程を請負にしどの工程を準委任にするか」が扱います。

## 三　問題点

### 1　要件が固まる前に総額を決めてしまう

一括契約では、当初の契約時点で全体の費用を定めるので、実作業と費用が乖離するおそれがあります（注17）。ベンダにとっては報酬が実作業より低くなるリスクが、ユーザにとっては増額を要求されるリスクがあります（注17）。

多段階契約にしても、問題は消えません。ユーザはプロジェクト開始当初の見積を前提に投資を決めているので、そこから著しく乖離せずに完成することを当然と考えます（注18）。しかし当初の見積は概算で、範囲内で完成させるといった合意がない限り、法的拘束力があるとは考えにくく、見積と乖離した委託料金が提示されたことだけを理由に、ベンダに責任があるとは評価しにくいです（注18）。ここに認識の差が生まれます。

基本合意書はこの差を埋めるための書面です。ただ、最初の段階で費用総額や最終納期を確定してしまうのは多段階契約の性質と矛盾するので、法的拘束力を持たせないのが一般的です（注12）。それでも、金額の増加や納期の延期が生じるときに一方の当事者（主として計画を立案するベンダ）に説明義務を課す内容にすることは考えられます（注19）。東京高判平成25年9月26日の事案でも、システム開発に要する総額等を定めた基本合意書・最終合意書が交わされており、これらに基づくシステム完成責任は否定されましたが、ベンダのプロジェクトマネジメント上の責任の内容・範囲には影響を与えたことがうかがえます（注20）。この判決は、別稿「プロジェクトマネジメント義務とユーザの協力義務」で詳しく見ます。

### 2　工程の切れ目で契約が空白になる

多段階契約の各契約は独立した契約です。完了した工程の対価を取得する権利は、のちの工程が頓挫しても基本的に失われません（注21）。その反面、次の工程の契約締結は保証されていません（注22）。

この独立性が裏目に出るのは、次のような場面です。

ある工程の費用が個別契約の定めより膨らんだが、ユーザが契約以上の対価を払えないので、次の工程の費用に上乗せして調整する。こうした辻褄合わせは、実務でしばしば見受けられます。ところが、ユーザが次工程の契約を結ばないと判断すると、ベンダは実作業を下回る費用しかもらえません（注22）。

個別契約の書面を交わす前に開発を進めて頓挫した場合も、問題が顕在化します。基本契約に基づいて報酬を請求できるかは基本契約の書き方によりますが、具体的な権利義務は個別契約で定めることが前提なので、基本契約を結んだだけで開発を進めることは、ベンダにもユーザにもリスクがあります（注23）。

最終成果物が完成しなかったとき、ユーザが完了済みの工程の報酬の支払まで争ってくることも、実務上しばしばあります（注24）。

## 四　改善例

基本契約に次のように書きます。

> 第〇条（個別契約の独立性）
> 1　各個別契約は、それぞれ独立した契約とする。一の個別契約の未履行または解除は、履行済みの他の個別契約に基づく権利義務に影響を及ぼさない。
> 2　甲および乙は、一の個別契約が完了した場合であっても、次工程の個別契約を締結する義務を負わない。
> 3　乙は、個別契約が締結されるまで当該工程の業務に着手する義務を負わず、甲は、個別契約の締結前に乙が行った作業について、書面による合意がない限り対価を支払う義務を負わない。
> 4　乙は、本件システムの開発費総額または稼働時期について基本合意書に記載した見込みを変更する必要があると認めたときは、速やかに甲に対し理由を示して説明しなければならない。

1項と2項は、多段階契約の性質をそのまま書いたものです（注25）。3項が工程の切れ目の空白への手当て、4項が総額の見込みと実際の乖離への手当てです。追加費用が生じたときは、ベンダは、次工程への上乗せで済ませず、現在の個別契約の対価を変更する合意を検討すべきです（注22）。

## 五　書き分けの分岐：ユーザ側とベンダ側

| 論点 | ユーザとして | ベンダとして |
|---|---|---|
| 一括か多段階か | 完成の約束と総額の把握を重視するなら一括、進捗に応じて中止や変更の判断をしたいなら多段階 | 見積の正確性と途中離脱の余地を重視するなら多段階、全体の受注を重視するなら一括 |
| 各契約の独立性 | 中止と変更の自由を確保したいなら、次工程の発注義務なしを明記する | 完了済みの工程の報酬を守るため、独立性を明記する |
| 最終成果物が未完成の場合 | 遡って返金させたいなら一括を選ぶ。多段階で関連性を持たせると多段階の意味が薄れる | 完了済みの工程の報酬が争われないように書く |
| 一括の場合の手当て | スケジュールと中間成果物の納期を具体的に定め、進捗を管理する | 作業量が増えたときの増額と、途中で解除・見直しができる条項を置く |
| 総額の見込み | 基本合意書で見込みを共有し、変更時の説明を求める | 拘束力がないことを明示し、前提条件と開発範囲を明確にする |

（各行の根拠は（注26））

契約の形を決めても、開発が始まれば別の問題が出てきます。書いていなくても認められる義務があり、システム開発の紛争ではそれがしばしば争点になります。それは別稿「プロジェクトマネジメント義務とユーザの協力義務」で扱います。

**参考文献等**

（注1）伊藤雅浩＝久礼美紀子＝高瀬亜富『ITビジネスの契約実務〔第2版〕』（商事法務、2021）26頁
（注2）前掲注1・26〜27頁
（注3）吉羽真一郎編集代表『条項解説　事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）3〜6頁
（注4）前掲注3・7頁
（注5）前掲注3・3頁・9頁
（注6）前掲注3・11頁
（注7）前掲注3・16頁
（注8）前掲注1・27頁
（注9）前掲注3・11頁
（注10）前掲注3・20頁、前掲注1・27頁
（注11）前掲注3・21頁
（注12）前掲注3・21〜22頁
（注13）前掲注3・20〜22頁
（注14）前掲注3・10頁
（注15）前掲注1・35頁
（注16）前掲注1・35〜36頁
（注17）前掲注3・12頁・16〜17頁
（注18）前掲注1・28頁
（注19）前掲注1・29頁
（注20）東京高判平成25年9月26日金判1428号16頁（平成24年（ネ）第3612号）、前掲注1・30頁の注6
（注21）前掲注3・13頁
（注22）前掲注3・13〜14頁
（注23）前掲注3・20〜21頁
（注24）前掲注3・18頁
（注25）前掲注3・18〜19頁
（注26）前掲注3・11〜12頁・18〜20頁、前掲注1・28〜29頁

**ウェブ版**　https://prospire-law.com/contract-knowledge/system-kaihatsu-tadankai-keiyaku/

**引用表記例**　プロスパイア法律事務所「システム開発契約の全体像と多段階契約」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。